六　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第一項の中小企業診断士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

七　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号若しくは第二項の中小企業診断士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十六条第一項の中小企業診断士の再登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第三十八条の二　法別表六十七の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第二項の主任技術者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第五条第一項の主任技術者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十三条の二の二　法別表七十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の四第一項の液化石油ガス設備士免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第二項第三号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第四項の液化石油ガス設備士免状の返納に関する事務

四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の五第一項の液化石油ガス設備士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第九十七条第一項の液化石油ガス設備士免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第九十八条第一項の液化石油ガス設備士免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十三条の二の三　法別表七十六の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第四十三条の二の四～第四十三条の二の九　［略］

第四十六条の二の六　法別表九十一の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　計量法（平成四年法律第五十一号）第百二十二条第一項の計量士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　計量法第百二十三条の計量士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

三　計量法第百二十五条の計量士国家試験の願書の受理、その願書に係る事実についての審査又はその願書に対する応答に関する事務

［新設］

［新設］

第四十三条の二の二　法別表七十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第四十三条の二の三～第四十三条の二の八　［同上］

［新設］